

## 財団法人日本セーリング連盟 連盟印章規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という。）の印章に関する必要な事項を定め、その統一と正確な運用を確保することを目的とする。

### (印章の種類)

第2条 印章の種類は、次の通りとする。

連盟印、会長印、専務理事印、

### (取扱の原則)

第3条 本連盟の「印章」とは、本連盟が発行する文章、証憑書類に押捺して直接権利、義務を発生させる証とするものであり慎重に取り扱い、盗難、不正使用等の無いよう管理を厳重にすると共に常に鮮明にしておかねばならない。

### (管理と保管)

第4条 印章の管理責任者を事務局長とし、印章の適切な管理と保管を行うものとする。

### (印鑑元帳)

第5条 事務局長は、事務局備え付けの連盟印元帳により名称、印影及び移動を管理し、事務局外に持ち出してはならない。但し、専務理事の承認を受けたものについては、所定の手続きを行い移動できる事とする。

### (改廃)

第6条 印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の決裁を受けるものとする。

### (捺印簿)

第7条 印章を使用するときは、決裁後の原義書及び連盟を表示する文書中、捺印を必要とするものを事務局長に提示し、捺印簿に記入後捺印を受けるものとする。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、印章に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。